

横浜市生活環境の保全等に関する条例 (抜粋)

平成 14 年 12 月 25 日
条例第 58 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(平成 7 年 3 月横浜市条例第 17 号。以下「基本条例」という。)の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 公害 基本条例第 2 条第 2 号に規定する公害をいう。
- (3) 事業所 工場及び事業場をいう。
- (15) 排水指定物質 カドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。
- (16) 地下浸透禁止物質 排水指定物質のうち地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものその他の規則で定める物質をいう。
- (17) 特定有害物質 土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質をいう。

第 7 章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第 1 節 地下水の水質の浄化対策

(汚染原因調査への協力)

第 61 条 市長は、地下浸透禁止物質による地下水の水質の汚濁(以下「地下水汚染」という。)があると認める場合は、その原因を調査するために必要な最小限度の規模に限り、他人の所有し、管理し、又は占有する土地の試掘等の調査を行うことについて、当該土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し協力を求めることができる。

(事業者による調査)

第 61 条の 2 市長は、地下水の利用状況及び地下水汚染の状況等を勘案し、地下水汚染の防止に必要な限度において、地下水汚染の原因である可能性があると認められる土地において事業を行っている者又は事業を行っていた者で規則で定めるものに対し、地下水汚染の原因に係る調査を実施するよう指導することができる。

2 前項の指導を受けた者は、速やかに調査を実施し、その結果を市長に報告するよう努めるものとする。

(地下水の水質の浄化に係る措置及び勧告)

第 61 条の 3 地下水汚染の原因であることが認められた土地(以下「地下水汚染原因地」という。)において事業を行っている者(当該地下水汚染原因地において事業を行っている者が当該地下水汚染の原因者でないと認められる場合にあっては、規則で定める者)は、規則で定めるところにより、地下水の水質を浄化するための措置を講じなければ

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則 (抜粋)

平成 15 年 3 月 7 日
規則第 17 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第 6 章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第 1 節 地下水の水質の浄化対策

(地下水汚染の原因に係る調査)

第 54 条 条例第 61 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める者は、地下水汚染の原因である可能性があると認められる土地において、当該地下水汚染の原因である地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)とする。

(地下水の水質の浄化に係る措置)

第 55 条 条例第 61 条の 3 第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地下水汚染原因地において、当該地下水汚染の原因である地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)

ばならない。ただし、土壤汚染対策法第7条第3項に規定する指示措置等又は第66条の2第3項に規定する条例指示措置等により地下水汚染の拡散の防止に係る措置が講じられるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により措置を講じた者は、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する者が同項本文の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、地下水の利用状況、地下水汚染の状況等を勘案し、同項本文の措置を講ずるよう勧告することができる。

(地下水の水質の浄化に係る命令等)

第61条の4 市長は、前条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合で、当該勧告に係る地下水汚染により、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質を浄化するための措置を講ずるよう命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者が地下水汚染原因地の所有者等と異なる場合においては、当該地下水汚染原因地の所有者等は、同項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

(地下水調査記録等の管理)

第61条の5 第61条の2第2項の規定により調査を実施した者又は第61条の3第1項本文の規定により措置を講じた者は、それぞれの記録を作成し、及び保存しておかなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の記録を作成した時点において、同項に規定する者が地下水汚染の原因である可能

(2) 地下水汚染原因地において、条例第62条の3第1項の規定に違反して、同項に規定する汚染土壌(第59条の16第1項の基準(以下「土壌溶出量基準」という。)に適合しないもので、当該基準に適合しない特定有害物質が当該地下水汚染の原因であるものに限る。)を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行った者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)

- 2 条例第61条の3第1項の規定による地下水の水質を浄化するための措置は、地下水汚染原因地から当該地下水汚染の拡散を防止する措置とする。

(地下水の水質の浄化に係る命令)

第56条 条例第61条の4第1項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量について、別表第15の左欄に掲げる地下浸透禁止物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる基準値(以下「地下水浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「測定点」という。)において、当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量が地下水浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を2以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が地下水浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚染原因地における地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水汚染の原因となると認められる程度に応じて市長が定める当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量の削減目標(以下「削減目標」という。)を達成することとする。

(1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合(次号に掲げる場合を除く。)井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(2) 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示第59号」という。)(地下浸透禁止物質に該当する物質に係るものに限る。)において定める基準及びダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号。以下「環境庁告示第68号」という。)(において定める基準が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合)地下水の公共用水域への湧出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

- 2 削減目標は、別表第15に定める測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

性があると認められる土地又は地下水汚染原因地(以下「地下水汚染原因地等」という。)の全部又は一部を所有していない場合は、同項に規定する者は、当該記録をその時点において地下水汚染原因地等を所有している者に交付するとともに、当該地下水汚染原因地等を借り受けている者があるときは、当該記録の写しを当該地下水汚染原因地等を借り受けている者に交付しなければならない。

- 3 前2項の規定により第1項の記録の保存を行い、又は交付を受けた者は、地下水汚染原因地等の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた地下水汚染原因地等の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては同項の記録を、地下水汚染原因地等の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、地下水汚染原因地等を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。地下水汚染原因地等を譲り受け、又は地下水汚染原因地等の返還若しくは貸与を受けた者にあつても、同様とする。

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土地の形質の変更に伴う公害の防止)

第62条 土地の掘削等その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)を行おうとする者は、当該土地の土壌の汚染状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、次条の指針に従い、汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うように努めなければならない。

(土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針)

第62条の2 市長は、土地の形質の変更を行おうとする者の汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害の防止に係る取組を支援するため、土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(汚染土壌による埋立て等の禁止等)

第62条の3 何人も、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壌(以下この条において「汚染土壌」という。)を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積(以下この条において「埋立て等」という。)を行ってはならない。ただし、次に掲げる行為にあつては、この限りでない。

- (1) 土壌汚染対策法(以下この項及び次節において「法」という。)第9条各号又は第66条の3各号に掲げる行為で、法第6条第1項又は第66条第1項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壌を当該区域内に埋め戻す行為
- (2) 法第11条第1項又は第67条第1項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壌を当該区域内に埋め戻す行為
- (3) 生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている行為

- 2 土地の所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土壌の汚染状態の基準)

第57条 条例第62条の3第1項の規則で定める基準は、土壌溶出量基準、第59条の16第2項の基準(以下「土壌含有量基準」という。)又は第60条の4の基準とする。

(生活環境を保全するために必要な措置)

第58条 条例第62条の3第1項第3号の規則で定める措置は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置とする。

する土地を譲渡し、又は使用させてはならない。

- 3 市長は、第 1 項の規定に違反して汚染土壤による埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行い、若しくは行おうとする者又は当該埋立て等に係る土地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第 2 節の 2 特定有害物質による土壤の汚染の防止等
(用語の定義)

第 63 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土壤汚染状況調査 法第 2 条第 2 項に規定する土壤汚染状況調査をいう。
- (2) 指定調査機関 法第 4 条第 2 項に規定する指定調査機関をいう。
- (3) 特定有害物質使用等事業所 特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵(以下「特定有害物質の使用等」という。)を行う事業所又は過去において特定有害物質の使用等を行った事業所をいう。

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第 64 条 特定有害物質使用等事業所を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用等事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。この場合において、特定有害物質使用等事業所を設置している者以外に当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等があるときは、規則で定める期間ごとに、当該土地の所有者等に対し当該記録の写しを送付しなければならない。

- 2 前項の規定による記録をした者又は同項の規定により記録の写しを送付された者は、規則で定めるところにより、当該記録又はその写しを保存しなければならない。
- 3 前項の規定による保存を行う特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等は、当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地の全部又は一部を譲渡し、又は貸与しようとするときは、当該記録又はその写しを当該譲渡又は貸与に係る相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地を譲り受けた者にあっても、同様とする。
- 4 市長は、前 3 項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第 1 項の規定による調査、記録若しくは送付、第 2 項の規定による保存又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

第 2 節の 2 特定有害物質による土壤の汚染の防止等

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第 59 条 条例第 64 条第 1 項の規定による調査は、次項各号に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年 1 回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

2 条例第 64 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定有害物質使用等事業所の敷地の利用の状況の概要
- (2) 特定有害物質使用等事業所の敷地の造成の状況の概要
- (3) 事業活動の概要
- (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (10) 地形、地質等の概要
- (11) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第 64 条第 1 項の規則で定める期間は、1 年とする。ただし、特定有害物質使用等事業所を廃止し、又は特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査)

第 64 条の 2 特定有害物質使用等事業所を設置していた者は、当該特定有害物質使用等事業所を廃止したときは、当該廃止した日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等であって、当該特定有害物質使用等事業所を設置していたもの又は次項の規定により市長から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壤汚染状況調査の例により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該土地について、法第 3 条第 1 項ただし書の規定による確認を受けた場合
- (2) 当該土地について、土壤汚染状況調査(法第 14 条第 3 項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査及び土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 23 号)による改正前の法第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による調査を含む。)が行われた場合(当該土壤汚染状況調査が行われた日から当該特定有害物質使用等事業所が廃止された日までの間に、当該土地において特定有害物質の使用等が行われた場合を除く。)
- (3) 規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けた場合

3 市長は、第 1 項の規定による届出を受けた場合その他特

方法が変更され、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供されることとなったときは、当該土地の所有者等(条例第 61 条に規定する所有者等をいう。以下同じ。)に最後に記録の写しが送付された日から当該廃止又は変更が行われる日までの期間とする。

4 条例第 64 条第 2 項の規定による保存は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるまでの間行うものとする。

- (1) 条例第 64 条第 1 項の規定による記録をした者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等である場合 当該土地の譲渡に係る同条第 3 項の規定による交付を行うまでの間
- (2) 条例第 64 条第 1 項の規定により記録の写しを送付された土地の所有者等である場合(前項ただし書に規定する場合に記録の写しを送付されたときを除く。)新たに記録の写しが送付されるまでの間
- (3) 条例第 64 条第 1 項の規定により記録の写しを送付された土地の所有者等である場合(前項ただし書に規定する場合に記録の写しを送付されたときに限る。)当該土地の譲渡に係る同条第 3 項の規定による交付を行うまでの間

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査)

第 59 条の 2 条例第 64 条の 2 第 1 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称
- (3) 特定有害物質使用等事業所を廃止し、又は特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなったこと(以下「特定有害物質使用等事業所の廃止等」という。)の理由
- (4) 特定有害物質使用等事業所の廃止等をした年月日
- (5) 特定有害物質使用等事業所の廃止等をした場所
- (6) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (7) 特定有害物質使用等事業所の廃止等の対象となる土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (8) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第 64 条の 2 第 2 項本文(同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して 120 日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、市長は、当該土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 当該土地の所有者等が当該特定有害物質使用等事業所の廃止等をした者である場合 当該特定有害物質使

定有害物質使用等事業所が廃止されたことを知った場合において、当該特定有害物質使用等事業所を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該特定有害物質使用等事業所が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

- 4 市長は、第 2 項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 5 第 2 項第 3 号の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。
- 7 前各項の規定は、特定有害物質使用等事業所を設置している者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった場合について準用する。この場合において、第 1 項中「設置していた」とあるのは「設置している」と、「を廃止した」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、「当該廃止した」とあるのは「当該変更した」と、第 2 項中「廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地」とあるのは「特定有害物質使用等事業所の敷地の一部」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、「次項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する次項」と、同項第 2 号中「が廃止された」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 1 項」と、「が廃止された」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 2 項」と、第 5 項中「第 2 項第 3 号」とあるのは「第 7 項において準用する第 2 項第 3 号」と、第 6 項中「前項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。
- 8 特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等が前項において準用する第 2 項の規定による報告をした場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「であった土地」とあるのは、「であった土地(第 7 項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。以下この条(第 8 項を除く。))において同じ。)」

用等事業所の廃止等がされた日

- (2) 当該土地の所有者等が条例第 64 条の 2 第 3 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の通知を受けた者である場合 当該通知を受けた日
 - (3) 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認が取り消された場合 第 59 条の 9 の通知を受けた日
- 3 条例第 64 条の 2 第 2 項本文の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
 - (3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類その他の条例土壌汚染状況調査(条例第 66 条第 1 項第 1 号に規定する条例土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。)の対象となる土地(以下「調査対象地」という。)において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 - (4) 土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壌汚染状況調査の結果に関する事項
 - (5) 条例土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 - (6) 条例土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者(土壌汚染対策法(以下この節において「法」という。)第 33 条の技術管理者をいう。以下この節において同じ。)の氏名及び技術管理者証(土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(平成 14 年環境省令第 23 号)第 1 条第 2 項第 3 号の技術管理者証をいう。以下この節において同じ。)の交付番号
- (人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)
- 第 59 条の 3 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号(同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
 - (3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類

とする。

- (4) 確認を受けようとする土地の場所
 - (5) 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法
 - (6) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 市長は、前項の申請に係る同項第 4 号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認をするものとする。
- (1) 事業所(当該特定有害物質使用等事業所において事業の用に供されていた建築物が引き続き当該事業所において事業の用に供されるものに限る。)の敷地として利用されること。
 - (2) 当該特定有害物質使用等事業所において、事業の用に供されている建築物と当該事業所の設置者(その者が法人である場合にあつては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。
- 3 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。)があつたときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。
- 4 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書により届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
 - (3) 承継した土地の場所
 - (4) 承継の年月日
 - (5) 被承継者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (6) 承継の原因
 - (7) その他市長が特に必要と認める事項
- (特定有害物質使用等事業所の廃止等の通知)
- 第 59 条の 4 条例第 64 条の 2 第 3 項の通知は、特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた際の土地の所有者等(当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第 2 項の調査を行うことについて、当該特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた際の土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあつては、当該新たに土地の所有者等となった者)に対して行うもの

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第 65 条 土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 法第 4 条第 1 項の規定による届出に係る行為
- (2) 法第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為

とする。

(特定有害物質使用等事業所の廃止等に関し通知すべき事項)

第 59 条の 5 条例第 64 条の 2 第 3 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類
- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (3) 条例第 64 条の 2 第 2 項の規定による報告を行うべき期限

(条例土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令)

第 59 条の 6 条例第 64 条の 2 第 4 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出)

第 59 条の 7 条例第 64 条の 2 第 5 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
- (3) 利用の方法を変更しようとする土地の場所
- (4) 当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認の取消しを行う場所)

第 59 条の 8 条例第 64 条の 2 第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第 2 項第 3 号の確認の取消しは、前条第 3 号の土地の場所について行うものとする。

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認の取消しの通知)

第 59 条の 9 市長は、条例第 64 条の 2 第 6 項の規定により同条第 2 項第 3 号の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

(土地の形質の変更の届出)

第 59 条の 10 条例第 65 条第 1 項の届出は、次に掲げる図面及び書類を添付して行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第 59 条の 11 条例第 65 条第 1 項の規則で定める事項は、次

- (3) 法第 11 条第 1 項の規定による指定に係る区域内における行為
- (4) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地以外の土地にあっては、その対象となる土地の面積が規則で定める規模未満の土地の形質の変更をする行為
- (5) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 市長は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、その結果を報告することを命ずることができる。

- のとおりとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- (3) 土地の形質の変更の規模
- (4) 土地の形質の変更の場所の全部又は一部が特定有害物質使用等事業所の敷地である土地である場合にあっては、当該特定有害物質使用等事業所の名称
- (5) その他市長が特に必要と認める事項
- (土地の形質の変更の届出の対象とならない土地の規模)
- 第 59 条の 12 条例第 65 条第 1 項第 4 号の規則で定める規模は、2,000 平方メートルとする。
- (土地の形質の変更の届出を要しない行為)
- 第 59 条の 13 条例第 65 条第 1 項第 5 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 次のいずれにも該当する行為
- ア 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外(当該土地の形質の変更の場所の全部が事業所の敷地内である場合にあっては、当該事業所の敷地外)へ搬出しないこと。
- イ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行わないこと。
- (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、前号アに該当するもの
- (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、第 1 号アに該当するもの
- (4) 土壌又は地質に関する調査のための試料の採取を行うもの
- (特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)
- 第 59 条の 14 条例第 65 条第 2 項の規則で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。
- (1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- (3) 特定有害物質使用等事業所(特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として第 36 条の構造を有する施設に係る事業所を除く。)の敷地である土地であること。
- (4) 前 2 号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。
- (特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令)
- 第 59 条の 15 条例第 65 条第 2 項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
- (1) 条例第 65 条第 2 項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

(条例要措置区域の指定等)

第 66 条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第 6 条第 4 項に規定する要措置区域(以下「要措置区域」という。)に含まれるときは、この限りでない。

- (1) 第 64 条の 2 第 2 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)又は前条第 2 項の規定による調査(以下「条例土壤汚染状況調査」という。)の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないこと。
 - (2) 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。
- 2 市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 4 市長は、汚染の除去等の措置により、第 1 項の規定による指定に係る区域(以下「条例要措置区域」という。)の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該条例要措置区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。
 - 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による解除について準用する。
 - 6 条例要措置区域の全部又は一部について、法第 6 条第 1 項の規定による指定がされた場合においては、当該条例要措置区域の全部又は一部について第 1 項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、同条第 2 項の規定による公示が行われたときは、前項において準用する第 2 項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

(2) 条例第 65 条第 2 項の規定による報告を行うべき期限(区域の指定に係る基準)

第 59 条の 16 条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号。以下この節において「法施行規則」という。)第 6 条第 3 項第 4 号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第 3 の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第 6 条第 4 項第 2 号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第 4 の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

第 59 条の 17 条例第 66 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地にあっては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかの地点があること。

(ア) 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(イ) 地下水を水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業(同条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業又は同条第 6 項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

(ウ) 法施行規則第 7 条第 1 項に規定する地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

イ 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない土地にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

(2) 条例第 66 条の 2 第 5 項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置(条例第 66 条第 1 項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。)が講じられていないこと。

(条例要措置区域の指定の告示)

(汚染の除去等の措置)

- 第 66 条の 2 市長は、前条第 1 項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、条例要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該条例要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による指示をするときは、当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。
- 3 第 1 項の規定により市長から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもの(以下「条例指示措置等」という。)を講じなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する者が条例指示措置等を講じていないと認めるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該条例指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 前 2 項の規定によって講ずべき条例指示措置等に関する

第 59 条の 18 条例第 66 条第 2 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)の条例要措置区域(同条第 4 項に規定する条例要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第 5 項において準用する場合にあつては、指定の解除)の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に連載して行うものとする。

- (1) 当該指定をする旨(条例第 66 条第 5 項において準用する場合にあつては、当該指定の解除をする旨)
- (2) 当該条例要措置区域
- (3) 当該条例要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
- (4) 当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置(条例第 66 条第 5 項において準用する場合にあつては、当該条例要措置区域において講じられた条例指示措置等(条例第 66 条の 2 第 3 項に規定する条例指示措置等をいう。以下同じ。))

2 前項第 2 号の条例要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- (1) 区名、町名及び地番
- (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- (3) 平面図

(条例要措置区域内の土地の所有者等に対する指示)

第 59 条の 19 条例第 66 条の 2 第 1 項本文に規定する指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所
- (2) 条例要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由
- (3) 汚染の除去等の措置を講ずべき期限

2 前項第 1 号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第 1 項第 3 号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

(土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第 59 条の 20 条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準に従って行う同法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物の埋立処分
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 1 項に

技術的基準は、法第 7 条第 3 項に規定する指示措置等の例による。

(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第 66 条の 3 条例要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項の規定により市長から指示を受けた者が条例指示措置等として行う行為
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

規定する産業廃棄物処理基準又は同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う同法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の埋立処分
(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 10 条第 2 項第 4 号に規定する基準に従って行う同法第 3 条第 6 号に規定する廃棄物の排出

- 2 条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示は、2 以上の者に対して行う場合には、当該 2 以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。
- 3 前条の規定は、条例第 66 条の 2 第 1 項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第 3 項中「当該土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)」と読み替えるものとする。

(指示事項)

第 59 条の 21 条例第 66 条の 2 第 2 項の規則で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。

(条例第 66 条の 2 第 2 項の規定により示された汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの)

第 59 条の 22 条例第 66 条の 2 第 3 項の規則で定める汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第 5 の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

(条例指示措置等を講ずべき旨の命令)

第 59 条の 23 条例第 66 条の 2 第 4 項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第 59 条の 24 条例第 66 条の 3 第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 条例指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
 - イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が 10 平方メートル以上であり、かつ、その深さが 50 センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第 43 条第 1 号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。)がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上)であること。
 - ウ 土地の形質の変更であって、その深さが 3 メートル以上(イの市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上)であること。
- (2) 条例指示措置等と一体として行われる土地の形質の

変更であって、その施行方法が法施行規則第 43 条第 2 号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

(3) 次のいずれかに該当する条例要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

ア 法施行規則別表第 5 の 1 の項の上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの

イ 法施行規則別表第 5 の 1 の項から 4 の項まで及び 6 の項の上欄に掲げる土地(同表の 1 の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質(法施行規則第 4 条第 3 項第 2 号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。)による汚染状態が第二溶出量基準(法施行規則第 9 条第 1 項第 2 号の第二溶出量基準をいう。以下この節において同じ。)に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であって、原位置封じ込め(法施行規則別表第 5 の 2 の項の中欄に規定する原位置封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第 6 の 2 の項の下欄に掲げる原位置封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。)

ウ 法施行規則別表第 5 の 1 の項から 4 の項まで及び 6 の項の上欄に掲げる土地(同表の 1 の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であって、遮水工封じ込め(法施行規則別表第 5 の 2 の項の中欄に規定する遮水工封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第 6 の 3 の項の下欄に掲げる遮水工封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。)

エ 法施行規則別表第 5 の 1 の項から 6 の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

オ 土壤汚染の除去(法施行規則別表第 5 の 2 の項の下欄ロに規定する土壤汚染の除去をいう。)が講じられている条例要措置区域(法施行規則別表第 6 の 5 の項の下欄第 1 号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているもの又は同欄第 2 号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているものに限る。)

カ 法施行規則別表第 5 の 1 の項及び 3 の項から 6 の項までの上欄に掲げる土地(同表の 1 の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質(法施行規則第 4 条第 3 項第 2 号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。)による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地

を除く。)に該当する条例要措置区域であって、遮断工封じ込め(法施行規則別表第5の3の項の下欄イに規定する遮断工封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第6の6の項の下欄に掲げる遮断工封じ込めに係る工程のうち、チ及びリ以外の工程が完了しているものに限る。)

キ 法施行規則別表第5の1の項及び4の項の上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地及び土壌の第二種特定有害物質(法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。)による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であつて、不溶化(法施行規則別表第5の4の項の下欄イに規定する不溶化をいう。)が講じられているもの(法施行規則別表第6の7の項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているものに限る。)

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第59条の25 前条第1号イの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域の所在地
- (3) 条例要措置区域の地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
- (4) 前号の地下水位の観測の結果
- (5) 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 前項第3号の井戸の構造図
- (2) 前項第3号の井戸を設置した地点を明らかにした当該条例要措置区域の図面
- (3) 前項第5号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

3 市長は、第1項の申請があつたときは、同項第3号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第4号の観測の結果からみて前項第3号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第1号イの確認をするものとする。

4 市長は、前条第1号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 市長は、前条第 1 号イの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る条例要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき、又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第 59 条の 26 第 59 条の 24 第 2 号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる条例指示措置等を含む。以下この条において同じ。)を行う条例要措置区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類
- (4) 土地の形質の変更の場所
- (5) 土地の形質の変更の施行方法
- (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例要措置区域の図面
- (2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第 59 条の 24 第 2 号の確認をするものとする。

- (1) 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる条例指示措置等との間に一体性が認められること。
- (2) 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第 43 条第 2 号の規定により環境大臣が定める基準に適合していること。
- (3) 当該申請に係る土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日が条例第 66 条の 2 第 1 項の期限に照らして適当であると認められること。

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第 59 条の 27 第 59 条の 24 第 3 号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類
- (4) 土地の形質の変更の場所
- (5) 土地の形質の変更の施行方法
- (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- (7) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域において講じられている汚染の除去等の措置

(適用除外)

第 66 条の 4 第 65 条第 1 項の規定は、第 66 条の 2 第 1 項の規定により市長から指示を受けた者が条例指示措置等として行う行為については、適用しない。

(条例形質変更時要届出区域の指定等)

第 67 条 市長は、土地が第 66 条第 1 項第 1 号に該当し、同項第 2 号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第 11 条第 2 項に規定する形質変更時要届出区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)に含まれるときは、この限りでない。

2 市長は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域(以下「条例形質変更時要届出区域」という。)の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなると認めるときは、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第 66 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による指定及び前項の規定による解除について準用する。

4 条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について、法第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項又は第 66 条第 1 項の規定による指定がされた場合においては、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について第 1 項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、法第 6 条第 2 項(法第 11 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による指定の公示又は第 66 条第 2 項の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する同条第 2 項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第 43 条第 2 号の規定により環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第 59 条の 24 第 3 号の確認をするものとする。

(条例形質変更時要届出区域の指定の告示)

第 59 条の 28 条例第 67 条第 3 項において準用する条例第 66 条第 2 項の規定による条例形質変更時要届出区域(条例第 67 条第 2 項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

- (1) 当該指定又は当該指定の解除をする旨
- (2) 当該条例形質変更時要届出区域
- (3) 当該条例形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
- (4) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)にあっては、その旨
- (5) 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。)が埋め立てられている場所を除く。)であり、かつ、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの(当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)にあっては、その旨
- (6) 次に掲げる土地の条例形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地にあっては、その旨
 - ア 工業専用地域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域をいう。以下この号において同じ。)内にある土地
 - イ アに掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第 59 条の 17 第 1 号アに該当しないと認められるもの
- (7) 指定の解除の告示の場合は、当該条例形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

2 前項第 2 号の条例形質変更時要届出区域の明示について

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第 67 条の 2 条例形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
 - (2) 条例形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 条例形質変更時要届出区域が指定された際当該条例形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して 14 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 条例形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して 14 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 4 市長は、第 1 項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

は、次のいずれかによることとする。

- (1) 区名、町名及び地番
- (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- (3) 平面図

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出)

第 59 条の 29 条例第 67 条の 2 第 1 項本文の規定による届出は、次に掲げる図面を添付して行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例形質変更時要届出区域の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

第 59 条の 30 条例第 67 条の 2 第 1 項本文に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う条例形質変更時要届出区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の完了予定日
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第 59 条の 31 条例第 67 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
 - イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が 10 平方メートル以上であり、かつ、その深さが 50 センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第 43 条第 1 号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。)がない旨の市長の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上)であること。
 - ウ 土地の形質の変更であって、その深さが 3 メートル以上(イの市長の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上)であること。

- (2) 土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第 43 条第 2 号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

2 第 59 条の 25 の規定は、前項第 1 号イの確認を受けよう

とする者について準用する。この場合において、同条第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と、同条第3項から第5項までの規定中「前条第1号イ」とあるのは「第59条の31第1項第1号イ」と、同条第5項中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

3 第59条の27の規定は、第1項第2号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第1項第2号及び第7号中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と、同条第2項中「第59条の24第3号」とあるのは「第59条の31第1項第2号」と読み替えるものとする。

4 第59条の24第1号イの確認に係る条例要措置区域が条例第67条第1項の規定により条例形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該条例形質変更時要届出区域は、第1項第1号イの確認に係る条例形質変更時要届出区域とみなす。

5 第1項第1号イの確認に係る条例形質変更時要届出区域が条例第66条第1項の規定により条例要措置区域として指定された場合においては、当該条例要措置区域は、第59条の24第1号イの確認に係る条例要措置区域とみなす。

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第59条の32 条例第67条の2第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更をしている条例形質変更時要届出区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- (4) 土地の形質の変更の着手日
- (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

2 第59条の29の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第1号及び第2号中「変更をしようとする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるものとする。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第59条の33 第59条の29及び前条第1項の規定は、条例第67条の2第3項の届出について準用する。この場合において、第59条の29第1号及び第2号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1項第2号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第5号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第59条の33 第59条の29及び前条第1項の規定は、条例第67条の2第3項の届出について準用する。この場合において、第59条の29第1号及び第2号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1項第2号中「変更をしてい

(適用除外)

第 67 条の 3 第 65 条第 1 項の規定は、条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

(周辺住民への周知)

第 68 条 要措置区域若しくは形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)又は条例要措置区域若しくは条例形質変更時要届出区域(以下「条例要措置区域等」という。)内において汚染の除去等の措置を講じようとする者又は土地の形質の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしていない場合で、汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更によって特定有害物質により汚染された土壤に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

(土壤汚染による地下水への影響の調査)

第 68 条の 2 土壤汚染状況調査又は条例土壤汚染状況調査(以下「条例土壤汚染状況調査等」という。)の結果、条例

とあるのは「変更をした」と、同項第 5 号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第 59 条の 34 条例第 67 条の 2 第 4 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 土地の形質の変更に当たり、土壤溶出量基準若しくは土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 土地の形質の変更に当たり、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が当該条例形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 第 59 条の 28 第 4 号又は第 5 号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

イ 第 59 条の 28 第 6 号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第 53 条第 2 号ロの規定により環境大臣が定める基準に適合するものである場合

(3) 土地の形質の変更を行った後、条例第 66 条の 2 第 5 項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(周辺住民への周知)

第 59 条の 35 条例第 68 条第 1 項の規定による汚染の除去等の措置を講ずる旨又は土地の形質の変更をする旨の周知は、次に掲げる事項について印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。

(1) 汚染の除去等の措置を講じようとし、又は土地の形質の変更をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 汚染の除去等の措置を講じようとし、又は土地の形質の変更をしようとする土地の土壤の汚染状態

(3) 汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更の内容

(4) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第 68 条第 1 項に規定する規則で定める範囲は、次のとおりとする。

(1) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地又は土地の形質の変更をしようとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲

(2) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地又は土地の形質の変更をすることによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある範囲

(土壤汚染による地下水への影響の調査)

第 59 条の 36 条例第 68 条の 2 第 1 項の規則で定める事項は、土壤含有量基準に係る事項とする。

土壌汚染状況調査等を行った土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準(規則で定める事項を除く。)に適合していないと認められたときは、当該条例土壌汚染状況調査等をさせた者は、当該土壌の汚染による地下水への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(台帳)

第 68 条の 3 市長は、条例要措置区域等の台帳、条例土壌汚染状況調査が行われその結果が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合している土地の台帳及び要措置区域等又は条例要措置区域等の指定が解除された土地の台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

- 2 条例第 68 条の 2 第 1 項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例土壌汚染状況調査等(条例第 68 条の 2 第 1 項に規定する条例土壌汚染状況調査等をいう。以下同じ。)を行った土地を含む一団の土地においてボーリング調査を実施し、土壌の汚染による帯水層への影響を調査すること。
- (2) 前号の調査において土壌の汚染に起因して帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、土壌の汚染に起因する地下水汚染を的確に把握し、又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる」と認められる地点における帯水層の地下水を採取すること。
- (3) 前号の規定により採取した地下水は、別表第 15 に定める測定方法により、条例土壌汚染状況調査等において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の測定を行うこと。

- 3 条例第 68 条の 2 第 1 項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例土壌汚染状況調査等を行った土地を含む一団の土地の所在地
- (3) 条例土壌汚染状況調査等において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
- (4) 地下水の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果、当該測定を行った者の氏名又は名称その他の条例土壌汚染状況調査等の結果に関する事項
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(台帳)

第 59 条の 37 台帳(条例第 68 条の 3 第 1 項に規定する台帳をいう。以下この条において同じ。)は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

- 2 前項の帳簿及び図面は、条例要措置区域等(条例第 68 条第 1 項に規定する条例要措置区域等をいう。以下同じ。)、条例土壌汚染状況調査が行われその結果が条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合している土地(以下「条例基準適合地」という。)又は要措置区域等(条例第 68 条第 1 項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。)若しくは条例要措置区域等の指定が解除された土地(以下この条において「指定解除地」という。)ごとに調製するものとする。

- 3 第 1 項の帳簿及び図面は、条例要措置区域、条例形質変更時要届出区域、条例基準適合地又は指定解除地に関するものを区別して保管しなければならない。

- 4 第 1 項の帳簿の様式は、条例要措置区域にあっては第 26 号様式の 2、条例形質変更時要届出区域にあっては第 26 号様式の 3、条例基準適合地にあっては第 26 号様式の 4 のとおりとする。

- 5 指定解除地に係る第 1 項の帳簿は、当該要措置区域等又

(汚染された土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

- 第69条 条例要措置区域等内の土地の土壌(指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第66条第1項第1号の規則で定める基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「条例汚染土壌」という。)を当該条例要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該条例汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。
- (1) 当該条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
 - (2) 当該条例汚染土壌の体積
 - (3) 当該条例汚染土壌の運搬の方法
 - (4) 当該条例汚染土壌を運搬する者及び当該条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
 - (5) 当該条例汚染土壌を処理する施設の所在地
 - (6) 当該条例汚染土壌の搬出の着手予定日
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者は、当該条例汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (1) 運搬の方法が次条の規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該条例汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
 - (2) 第69条の3第1項の規定に違反して当該条例汚染土

は条例要措置区域等の帳簿に当該指定の解除をした旨を記載したものとする。

- 6 第1項の図面は、次のとおりとする。
- (1) 条例土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
 - (2) 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面
 - (3) 当該土地の周辺の地図
 - (4) 条例第68条の2第1項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明示した図面
- 7 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(搬出しようとする土壌の調査)

第59条の38 条例第69条第1項に規定する規則で定める方法は、法施行規則第59条第1項第1号の掘削前調査の方法(以下「掘削前調査の方法」という。)又は同項第2号の掘削後調査の方法(以下「掘削後調査の方法」という。)の例による。

(搬出しようとする土壌に係る規則で定める基準に適合する旨の認定)

第59条の39 条例第69条第1項の規定による市長の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例第69条第1項の調査(以下「条例認定調査」という。)の方法の種類
- (4) 掘削前調査の方法の例により条例認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例認定調査の結果に関する事項
- (5) 掘削後調査の方法の例により条例認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った日時、調査対象とした土壌全体の体積、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例認定調査の結果に関する事項
- (6) 条例認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- (7) 条例認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 市長は、前項の申請があったときは、法施行規則第60条第2項の規定の例により、条例第69条第1項の認定をするものとする。

(条例汚染土壌の搬出の届出)

第59条の40 条例第69条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 条例汚染土壌(条例第69条第1項に規定する条例汚染土壌をいう。以下同じ。)の場所を明らかにした条例要措置区域等の図面

壤の処理を法第 22 条第 1 項の許可を受けた者(以下「汚染土壌処理業者」という。)に委託しない場合 当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

- (2) 土壌の特定有害物質による汚染状態が条例土壌汚染状況調査により第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた条例要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (3) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票(条例第 69 条の 5 第 1 項に規定する管理票をいう。以下同じ。)の写し
- (4) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等(条例第 69 条の 8 第 2 項に規定する自動車等をいう。以下同じ。)の構造を記した書類
- (5) 運搬の過程において、積替えのために当該条例汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- (6) 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者(法第 16 条第 4 項第 2 号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。)に委託したことを証する書類
- (7) 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証(汚染土壌処理業に関する省令(平成 21 年環境省令第 10 号)第 14 条第 1 項に規定する許可証をいう。第 59 条の 43 第 2 項第 6 号において同じ。)の写し
- 第 59 条の 41 条例第 69 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日
- (4) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- (5) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (6) 前条第 5 号の場合における当該保管の用に供する施設(以下「保管施設」という。)の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

(変更の届出)

第 59 条の 42 条例第 69 条第 2 項の規定による届出は、第 59 条の 40 各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

(非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌の搬出をした場合の届出)

第 59 条の 43 条例第 69 条第 3 項の規定による届出は、次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 非常災害のために搬出した条例汚染土壌を搬出先から再度搬出を行う場合 次に掲げる事項
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 条例要措置区域等の所在地
 - ウ 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
 - エ 条例汚染土壌の体積
 - オ 条例汚染土壌の搬出先
 - カ 条例汚染土壌の搬出の着手日
 - キ 条例汚染土壌の搬出の完了日
 - ク 条例汚染土壌の搬出の着手予定日
 - ケ 条例汚染土壌の運搬の方法
 - コ 条例汚染土壌を運搬する者及び当該条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
 - サ 条例汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日
 - シ 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
 - ス 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
 - セ 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
 - ソ 条例汚染土壌を処理する施設の所在地
 - タ その他市長が特に必要と認める事項

- (2) 非常災害のために搬出した条例汚染土壌を搬出先から再度搬出を行わない場合 前号アからキまで及びタに掲げる事項

2 前項第 1 号に掲げる事項を記載した届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 条例汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真
- (2) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- (3) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
- (4) 保管施設の構造を記した書類
- (5) 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
- (6) 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

(運搬に関する基準)

第 69 条の 2 条例要措置区域等外において条例汚染土壌を運搬する者は、規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該条例汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(汚染された土壌の処理の委託)

第 69 条の 3 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬

(運搬に関する基準)

第 59 条の 44 条例第 69 条の 2 の規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準は、法施行規則第 65 条に規定する基準の例による。

出する者(その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
 - (3) 条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合
- 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第 69 条の 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、条例汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該条例汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 第 69 条の 2 の規定に違反して当該条例汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者
- (2) 前条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第 69 条の 5 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者は、その条例汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しと同時に当該条例汚染土壌の運搬を受託した者(当該委託が条例汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)に対し、当該委託に係る条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。
- 3 条例汚染土壌の運搬を受託した者(以下「運搬受託者」という。)は、当該運搬を終了したときは、第 1 項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同

(管理票の交付)

第 59 条の 45 条例第 69 条の 5 第 1 項の管理票の交付は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 第 59 条の 40 第 3 号又は第 59 条の 43 第 2 項第 2 号の規定により市長に提出した管理票の写しの原本を交付すること。
- (2) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する条例汚染土壌の運搬先が 2 以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 交付した管理票の控えを、運搬受託者(条例第 69 条の 5 第 3 項に規定する運搬受託者をいう。以下同じ。)(処理受託者(条例第 69 条の 5 第 4 項に規定する処理受託者をいう。以下同じ。))がある場合にあっては、当該処理受託者)から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

(管理票の記載事項等)

第 59 条の 46 条例第 69 条の 5 第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (2) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあって

じ。)の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第1項の規定により管理票を交付した者(以下この条において「管理票交付者」という。)に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該条例汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。

- 4 条例汚染土壌の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)は、当該処理を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 5 管理票交付者は、前2項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。
- 6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第3項又は第4項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る条例汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならない。
- 7 運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付したとき(同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。)は当該管理票を当該送付の日から、第4項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。
- 8 処理受託者は、第4項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。

- は、その代表者の氏名
- (3) 当該条例要措置区域等の所在地
- (4) 法人にあつては、管理票の交付を担当した者の氏名
- (5) 運搬受託者の住所及び連絡先
- (6) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
- (7) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (8) 処理受託者の住所及び連絡先
- (9) 当該委託に係る条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地
- (10) 当該委託に係る条例汚染土壌の荷姿
- (運搬受託者の記載事項)
- 第59条の47 条例第69条の5第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 運搬を担当した者の氏名
- (2) 運搬の用に供した自動車等の番号
- (3) 条例汚染土壌を引き渡した年月日
- (4) 運搬を行った区間
- (5) 当該委託に係る条例汚染土壌の重量
- (運搬受託者の管理票交付者への送付期限)
- 第59条の48 条例第69条の5第3項の規則で定める期間は、運搬を終了した日から10日とする。
- (処理受託者の記載事項)
- 第59条の49 条例第69条の5第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名
- (2) 処理を担当した者の氏名
- (3) 処理を終了した年月日
- (4) 処理の方法
- (処理受託者の管理票交付者への送付期限)
- 第59条の50 条例第69条の5第4項の規則で定める期間は、処理を終了した日から10日とする。
- (管理票交付者の管理票の写しの保存期間)
- 第59条の51 条例第69条の5第5項の規則で定める期間は、5年とする。
- (管理票の写しの送付を受けるまでの期間)
- 第59条の52 条例第69条の5第6項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 条例第69条の5第3項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から40日
- (2) 条例第69条の5第4項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から100日
- (条例汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)
- 第59条の53 条例第69条の5第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 管理票の交付年月日及び交付番号

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第 69 条の 6 何人も、条例汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第 3 項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、条例汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第 4 項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した条例汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第 3 項又は第 4 項の規定による送付をしてはならない。

(汚染土壌処理業許可申請前対策指針)

第 69 条の 7 市長は、法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可を受けようとする者に対して、生活環境の保全に対する一層の配慮を求めるとともに、周辺住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すため、汚染土壌処理業許可申請前対策指針を策定し、必要な指導を行うものとする。

(報告及び検査)

第 69 条の 8 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例汚染土壌汚染状況調査に係る土地若しくは条例要措置区域等内の土地の所有者等又は条例要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者若しくは条例汚染土壌の運搬を行った者に対し、条例汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該条例汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、当該条例汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、汚

(3) 条例要措置区域等の所在地

(4) 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(5) 条例汚染土壌の体積

(6) 届出書の提出事由

(7) 届出書の提出事由に係る運搬受託者又は処理受託者の氏名又は名称及び住所

(8) 把握した運搬又は処理の状況及びその把握の方法

(運搬受託者の管理票の保存期間)

第 59 条の 54 条例第 69 条の 5 第 7 項の規則で定める期間は、5 年とする。

(処理受託者の管理票の写しの保存期間)

第 59 条の 55 条例第 69 条の 5 第 8 項の規則で定める期間は、5 年とする。

(立入検査の身分証明書)

第 59 条の 56 条例第 69 条の 8 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査に係る同条第 4 項の証明書の様式は、第 26 号様式の 5 のとおりとする。

染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 4 前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項から第3項までに規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等
(ダイオキシン類に係る記録の管理等)

第70条 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する事業所(以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。)を設置している者は、規則で定めるところにより、ダイオキシン類管理対象事業所における当該施設の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。

2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者は、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地(ダイオキシン類管理対象事業所がダイオキシン類管理対象事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及びダイオキシン類管理対象事業所が廃止された場合の当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地を含む。以下「ダイオキシン類管理対象地」という。)の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地にダイオキシン類管理対象事業所を設置していた場合において当該ダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては前項の記録を、当該ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシン類管理対象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。ダイオキシン類管理対象地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。

3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による調査若しくは記録又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

(廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地等の調査)

第70条の2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、当該廃止した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置していた者は、当

第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等
(ダイオキシン類に係る記録の管理等)

第60条 条例第70条第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

2 条例第70条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ダイオキシン類管理対象事業所(条例第70条第1項に規定するダイオキシン類管理対象事業所をいう。以下同じ。)の敷地の利用の状況の概要
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の造成の状況の概要
- (3) 事業活動の概要
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設(以下「ダイオキシン類特定施設」という。)の種類、使用時間、使用期間及び使用状況
- (5) ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果
- (6) ダイオキシン類特定施設の破損、事故等によるダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (7) ダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (8) ダイオキシン類を含むおそれのある排水の処理施設及び廃棄物処理施設の概要及び場所
- (9) ダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (10) ダイオキシン類特定施設を撤去した場合にあつては、ダイオキシン類が残存し、又は付着したおそれのある装置等の解体方法及び解体場所
- (11) 地形、地質等の概要
- (12) その他市長が特に必要と認める事項

(廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の調査)

第60条の2 条例第70条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地

該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、規則で定めるところにより、当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、前 2 項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第 1 項の規定による届出又は前項の規定による調査若しくは報告をするよう勧告することができる。

(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の実施等)

第 70 条の 3 ダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の形質の変更(当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。)を行う前に、規則で定めるところにより、当該土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告をした者は、ダイオキシン類管理対象地の土壤が規則で定める土壤汚染に係る基準に適合していないことが確認されたときは、当該土地の形質の変更に伴う当該汚染された土壤に起因する公害を防止する措置を講じなければならない。

4 前項の規定による措置を講じた者は、その結果を市長に報告しなければならない。

5 ダイオキシン類管理対象地(前条第 2 項又は第 2 項の規定による調査により土壤の汚染が確認された土地に限る。)において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った者は、当該土地の形質の変更を行った

- (3) ダイオキシン類管理対象事業所を廃止した理由
(4) ダイオキシン類管理対象事業所を廃止した年月日
(5) 条例第 70 条第 1 項の規定による記録
(6) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第 70 条の 2 第 2 項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
(3) 土壤の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果並びに当該測定を行った者の氏名又は名称
(4) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第 70 条の 2 第 2 項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 2 項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施すること。
(2) 土壤の採取及び測定を行うこと。
(3) 土壤の測定の方法は、環境庁告示第 68 号別表に定める方法によること。
(4) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。

(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の届出等)

第 60 条の 3 条例第 70 条の 3 第 1 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出は、次に掲げる図面を添付して行うものとする。

- (1) ダイオキシン類管理対象地(条例第 70 条第 2 項に規定するダイオキシン類管理対象地をいう。以下同じ。)内において土地の形質の変更又はダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法の変更(以下「ダイオキシン類管理対象地の形質変更等」という。)を行おうとする場所を明らかにした図面
(2) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

2 条例第 70 条の 3 第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
(3) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする土地の所在地
(4) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする場所
(5) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする理由
(6) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の着手予定日
(7) 条例第 70 条第 1 項の規定による記録(条例第 70 条の 2 第 1 項の規定により、当該記録が報告されている場合

日から起算して 14 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 6 市長は、前各項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、第 1 項の規定による届出若しくは第 2 項の規定による調査若しくは報告をし、第 3 項の規定による措置を講じ、又は第 4 項の規定による報告若しくは前項の規定による届出をするよう勧告することができる。
- 7 前各項(第 1 項ただし書及び第 5 項を除く。)の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地以外の用に供することとなった場合について準用する。この場合において、第 1 項中「土地の形質の変更」とあるのは「土地の一部の利用の方法の変更」と、「当該土地の形質の変更」に着手する」とあるのは「当該変更をする」と、「当該土地の形質の変更に係る」とあるのは「当該変更に係る」と、第 2 項中「前項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する前項」と、「当該届出に係る土地の形質の変更(当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。)」とあるのは「当該届出に係る変更」と、第 3 項中「前項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する前項」と、「ダイオキシン類管理対象地」とあるのは「当該報告に係る土地」と、「当該土地の形質の変更」とあるのは「当該変更」と、第 4 項中「前項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する前項」と、第 6 項中「前各項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 1 項から第 4 項まで」と、「第 1 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 1 項」と、「第 2 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 2 項」と、「第 3 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 3 項」と、「第 4 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 4 項」と、「報告若しくは前項の規定による届出」とあるのは「報告」と読み替えるものとする。
- 8 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が前項において準用する第 2 項の規定による報告をした場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「当該土地」とあるのは、「当該土地(第 7 項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。次項において同じ。)」とする。

(周辺住民への周知)

- 第 70 条の 4 前条第 3 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による措置を講じようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしていない場合で、土地の形質の変更によってダイオキシン類により汚染された土壤に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

を除く。)

- (8) その他市長が特に必要と認める事項
- 3 条例第 70 条の 3 第 2 項の規則で定める土地の形質の変更は、次のとおりとする。
- (1) 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更
- (2) 土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であつて、次のいずれにも該当するもの
- ア 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含むダイオキシン類管理対象地から搬出しないこと。
- イ 土壤を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。
- ウ 掘削した土壤の飛散、流出その他の土壤の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。
- 4 条例第 70 条の 3 第 2 項の規定による報告は、前条第 2 項各号に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
- 5 条例第 70 条の 3 第 2 項の規則で定める方法は、前条第 3 項に定める方法とする。
- (ダイオキシン類による汚染の基準)
- 第 60 条の 4 条例第 70 条の 3 第 3 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)及び条例第 70 条の 5 第 1 項の規則で定める土壤汚染に係る基準は、土壤 1 グラム当たりダイオキシン類の換算量が 1,000 ピコグラム以下とする。
- (ダイオキシン類管理対象地における非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質の変更の届出)
- 第 60 条の 5 条例第 70 条の 3 第 5 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) 土地の形質の変更を行った土地の所在地
- (4) 土地の形質の変更を行った場所
- (5) 土地の形質の変更を行った理由
- (6) 土地の形質の変更を行った期間
- (7) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 前項の届出書には、土地の形質の変更を行った場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(周辺住民への周知)

- 第 60 条の 6 条例第 70 条の 4 第 1 項の規定による公害を防止する措置を講ずる旨の周知は、次に掲げる事項について印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。
- (1) 公害を防止する措置を講じようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公害を防止する措置を講じようとする土地のダイオキシン類による汚染状態
- (3) 公害を防止する措置の内容

(ダイオキシソ類による地下水への影響の調査)

第70条の5 第70条の2第2項又は第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による調査の結果、当該調査を行った土地の土壤のダイオキシソ類による汚染状態が規則で定める基準に適合していないと認められたときは、当該調査をさせた者は、当該土壤の汚染による地下水への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(土壤調査等の記録の管理等)

第70条の6 第70条の2第2項、第70条の3第2項若しくは第4項(同条第7項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)又は前条第1項の規定による報告をした者は、当該報告に係る記録を保存しておかなければならない。

2 前項に規定する者は、ダイオキシソ類管理対象地の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていたダイオキシソ類管理対象地の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては同項の記録を、ダイオキシソ類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシソ類管理対象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。ダイオキシソ類管理対象地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。

3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による保存又は前項の規定に

(4) その他市長が特に必要と認める事項

2 第70条の4第1項に規定する規則で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公害を防止する措置を講じようとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲
- (2) 公害を防止する措置を講じることに伴う作業によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある範囲

(ダイオキシソ類による地下水への影響調査)

第60条の7 条例第70条の5第1項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例第70条の2第2項又は条例第70条の3第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の調査を行った土地においてボーリング調査を実施し、土壤の汚染による帯水層への影響を調査すること。
- (2) 前号の調査において土壤の汚染に起因して帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、土壤の汚染に起因する地下水汚染を的確に把握できると認められる地点における帯水層の地下水を採取すること。
- (3) 前号の規定により採取した地下水は、別表第15に定める測定方法により、ダイオキシソ類の測定を行うこと。

2 条例第70条の5第1項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシソ類管理対象事業所の名称
- (3) ダイオキシソ類管理対象地の所在地
- (4) 土壤のダイオキシソ類による汚染状態
- (5) 地下水の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果並びに当該測定を行った者の氏名又は名称
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

よる交付をするよう勧告することができる。

(台帳)

- 第 70 条の 7 市長は、第 70 条の 2 第 2 項又は第 70 条の 3 第 2 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告に係る台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(土地の所有者等の協力)

- 第 70 条の 8 第 70 条の 2 第 2 項の規定による調査、第 70 条の 3 第 2 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による調査又は同条第 3 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による措置に係る土地の所有者等は、当該調査又は措置に協力するよう努めるものとする。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

- 第 70 条の 9 ダイオキシン類管理対象地において、土地の形質の変更に伴うダイオキシン類により汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第 70 条の 3 から前条までの規定は、適用しない。

第 14 章 雑則

(報告の徴収)

- 第 151 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は関係人に対し、報告を求めることができる。

(協力の要請)

- 第 152 条 市長は、環境の保全上必要があると認めるときは、国の関係機関の長、関係地方公共団体その他の諸団体の長、事業者又は関係人に対し、必要な措置をとるよう協力を要請するものとする。

(情報提供の要請)

- 第 153 条 市長は、事業者又は市民の環境の保全に関する取組に資するため、事業者又は関係人に対し、環境の保全に関する情報で事業者又は関係人が保有するものを、市長に提出するよう要請することができる。

(台帳)

- 第 60 条の 8 台帳(条例第 70 条の 7 第 1 項に規定する台帳をいう。)は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。
- 2 前項の帳簿及び図面は、ダイオキシン類管理対象地ごとに調製するものとする。
- 3 第 1 項の帳簿の様式は、第 26 号様式の 6 のとおりとする。
- 4 第 1 項の図面は、次のとおりとする。
- (1) 土壤のダイオキシン類による汚染状態の調査において試料の採取を行った地点を明示した図面
 - (2) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等に伴う当該土壤に起因する公害を防止する措置を講じた場所及び当該措置の方法を明示した図面
 - (3) 当該土地の周辺の地図
 - (4) 条例第 70 条の 5 第 1 項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明示した図面
- 5 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

- 第 60 条の 9 条例第 70 条の 9 に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
- (1) ダイオキシン類により汚染された土壤の浄化又は除去が完了したことにより、ダイオキシン類管理対象地における土壤が第 60 条の 4 の基準に適合している場合
 - (2) その他土地の形質の変更に伴う汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として市長が認める場合

第 12 章 雑則

(立入検査)

第 154 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者又は排水を排出する事業者は、排煙量等又は排水の汚染状態を測定するための試料を採取するために必要な設備を設ける等により第 1 項の立入検査に協力しなければならない。

(勧告に従わなかった者の公表)

第 156 条 市長は、(略)、第 61 条の 3 第 3 項、第 62 条の 3 第 3 項、第 64 条第 4 項、第 68 条第 2 項、第 68 条の 2 第 2 項、第 70 条第 3 項、第 70 条の 2 第 3 項、第 70 条の 3 第 6 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 70 条の 4 第 2 項、第 70 条の 5 第 2 項、第 70 条の 6 第 3 項、(略)の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 158 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 15 章 罰則

第 159 条の 2 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 64 条の 2 第 4 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 65 条第 2 項、第 66 条の 2 第 4 項、第 67 条の 2 第 4 項、第 69 条第 4 項又は第 69 条の 4 の規定による命令に違反した者

(2) 第 66 条の 3 の規定に違反した者

第 160 条 (略) 第 61 条の 4 第 1 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

第 161 条の 2 次のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 64 条の 2 第 5 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 65 条第 1 項、第 67 条の 2 第 1 項又は第 69 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 69 条の 2 の規定に違反して、条例汚染土壌を運搬した者

(3) 第 69 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、条例汚染土壌の処理を

(身分証明書)

第 93 条 条例第 154 条第 2 項の規定による証明書は、身分証明書(第 34 号様式)とする。

(委任)

第 94 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長、資源循環局長又は建築局長が定める。

他人に委託した者

- (4) 第 69 条の 5 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第 1 項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (5) 第 69 条の 5 第 3 項前段又は第 4 項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- (6) 第 69 条の 5 第 3 項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者
- (7) 第 69 条の 5 第 5 項、第 7 項又は第 8 項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者
- (8) 第 69 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (9) 第 69 条の 6 第 3 項の規定に違反して、送付をした者
- 第 161 条の 3 第 69 条の 8 第 1 項から第 3 項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、忌避した者は、300,000 円以下の罰金に処する。

第 162 条 次のいずれかに該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

- (4) 第 151 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 154 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 164 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 159 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 165 条 第 67 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項、第 69 条第 3 項又は第 69 条の 5 第 6 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50,000 円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲で規則で定める日から施行する。
(平成 15 年 3 月規則第 16 号により同年 4 月 1 日から施行)

附則(平成 24 年 2 月条例第 16 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 24 年 9 月規則第 79 号により同年 10 月 1 日から施行)
(経過措置)
- 2 改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「新条例」という。)
- 3 改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「旧条例」という。)
- 13 施行日前に旧条例第 62 条第 1 項の規定による指導を受けた者に係る同条第 2 項の規定による調査及びその結果の

附則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 24 年 9 月規則第 83 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

報告並びに旧条例第 65 条の規定による記録の管理については、なお従前の例による。

- 14 新条例第 64 条の 2 の規定は、施行日以後に廃止され、又は利用の方法が変更された特定有害物質使用等事業所(新条例第 63 条第 3 号に規定する特定有害物質使用等事業所をいう。以下同じ。)の敷地であった土地について適用する。
- 15 旧条例第 65 条の 3 第 1 項の規定により作成された記録(新条例第 70 条第 1 項に規定するダイオキシン類管理対象事業所(以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。)に係るものを除く。)は、新条例第 64 条第 1 項の規定により作成された記録とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「ときは、」とあるのは、「ときは、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成 24 年 2 月横浜市条例第 16 号)の施行の日以後速やかに当該土地の所有者等に対し当該記録の写しを送付するとともに、」とする。
- 16 施行日前に廃止された土壤汚染有害物質使用事業所(旧条例第 65 条の 3 第 1 項に規定する土壤汚染有害物質使用事業所をいう。)の敷地であった土地、一部の使用が廃止されて譲渡され、貸与され、若しくは返還された土壤汚染有害物質使用地(同条第 2 項に規定する土壤汚染有害物質使用地をいう。以下この項において同じ。)又は土地の掘削その他形質の変更に着手された土壤汚染有害物質使用地については、旧条例第 65 条の 4 第 2 項から第 6 項まで(旧条例第 65 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)及び旧条例第 65 条の 8 の規定は、なおその効力を有する。
- 17 施行日前にその作成に着手した旧条例第 65 条の 6 第 1 項に規定する周知計画については、同条の規定は、なおその効力を有する。
- 18 旧条例第 65 条の 7 第 1 項の規定により作成された台帳(ダイオキシン類管理対象事業所に係るものを除く。)は、新条例第 68 条の 3 第 1 項の規定により調製された台帳とみなす。
- 19 新条例第 65 条の規定は、施行日(特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地以外の土地にあつては、施行日から起算して 30 日を経過する日)以後に土地の形質の変更(新条例第 62 条に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。)に着手する者について適用する。この場合において、施行日から 30 日を経過する日までの間に土地の形質の変更に着手する者に対する新条例第 65 条第 1 項の適用については、同項中「当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成 24 年 2 月横浜市条例第 16 号)の施行の日以後速やかに」とする。
- 20 新条例第 69 条から第 69 条の 5 までの規定は、施行日から起算して 14 日を経過する日以後に条例汚染土壤(新条例第 69 条第 1 項に規定する条例汚染土壤をいう。以下この項において同じ。)を条例要措置区域等(新条例第 68 条第 1 項に規定する条例要措置区域等をいう。)外へ搬出しよう

とする者(その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)について適用する。

- 21 新条例第 70 条の 2 の規定は、施行日以後に廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地について適用する。
- 22 新条例第 70 条の 3 の規定は、施行日以後に新条例第 70 条第 2 項に規定するダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更又は土地の一部の利用の方法を変更して当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地以外の用に供することとなる変更に着手する者について適用する。この場合において、施行日から 30 日を経過する日までの間に当該変更に着手する者に対する新条例第 70 条の 3 第 1 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)の適用については、同条第 1 項中「当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成 24 年 2 月横浜市条例第 16 号)の施行の日以後速やかに」とする。
- 23 施行日前に旧条例第 65 条の 4 第 3 項の規定により報告された調査のうち、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地に係るものであって、この条例の施行の際同条第 5 項の規定による土壌汚染対策計画に基づく対策に着手していないものは、新条例第 70 条の 2 第 2 項の規定による調査とみなす。
- 24 施行日前に旧条例第 65 条の 5 第 2 項において準用する旧条例第 65 条の 4 第 3 項の規定により報告された調査のうち、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地に係るものであって、この条例の施行の際旧条例第 65 条の 5 第 2 項において準用する旧条例第 65 条の 4 第 5 項の規定による土壌汚染対策計画に基づく対策に着手していないものは、新条例第 70 条の 3 第 2 項の規定による調査とみなす。
- 25 旧条例第 65 条の 7 第 1 項の規定により作成された台帳であって、ダイオキシン類管理対象事業所に係るものは、新条例第 70 条の 7 第 1 項の規定により調製された台帳とみなす。